

## 障がい者の方に対する軽自動車税の減免について

軽自動車税の減免は、賦課期日（毎年4月1日）において、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（以下「障がい者の方」といいます。）で、「1. 減免を受けられる方の範囲は？」に該当し、さらに「2. 減免を受けられる軽自動車は？」の要件を満たしている方が申請されることにより受けることができます。

減免の対象となる自動車は、普通自動車や車いす移動車等を含めて、「1人の障がい者の方につき1台」です。

### 1. 減免を受けられる方の範囲は？

#### (1) 身体障がい者の方【身体障害者手帳の交付を受けている方】

障がいの区分		減免の対象となる範囲
視覚障害		1、2、3、4 級
聴覚障害		2、3 級
平衡機能障害		3 級
音声機能障害		3 級 (喉頭摘出による音声機能障害の場合に限る)
上肢不自由		1、2、3 級
下肢不自由		1、2、3、4、5、6 級
体幹不自由		1、2、3、5 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2、3 級
	移動機能	1、2、3、4、5、6 級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸ぼうこう又は直腸の機能障害		1、3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1、2、3 級
肝臓機能障害		1、2、3 級

※障がい重複している場合、総合等級ではなく、個々の障がい区分の等級ごとに判断しますのでお問い合わせください。

#### (2) 戦傷病者の方【戦傷病者手帳の交付を受けている方】

障がいの程度が一定の範囲に該当する方。詳細はお問い合わせください。

#### (3) 知的障がい者の方【療育手帳の交付を受けている方】

障がいの程度が「A」、「A1」若しくは「A2」の方。

#### (4) 精神障がい者の方【精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方】

障がいの程度が「1級」の方。

### 2. 減免を受けられる軽自動車は？

賦課期日（毎年4月1日）において、下表の所有者に該当する方が、自動車検査証（車検証）の所有者欄に記載され、納税義務者となっている軽自動車に限ります。

なお、【割賦販売契約等による所有権留保付自動車の場合】は、下表の所有者欄に記載されている方が自動車検査証（車検証）の使用者欄に記載され、納税義務者となっている軽自動車です。

障がい者の区分	所有者	運転者	使用目的
① 18歳以上の身体障がい者 ② 戦傷病者	障がい者の方本人	障がい者の方本人	専ら日常生活に使用する
		生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する
③ 18歳未満の身体障がい者	障がい者の方本人 又は 生計を一にする方	生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する
④ 知的障がい者 ⑤ 精神障がい者	障がい者の方本人 又は 生計を一にする方	障がい者の方本人	専ら日常生活に使用する
		生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する

(注) リース車は減免の対象になりません。

(注) 障がい者の方が長期間入院、または、社会福祉施設に入所の場合は減免の対象となりません。

障がい者の区分	所有者	運転者	使用目的
⑥独居等の身体障がい者 ⑦独居等の知的障がい者 (※) ⑧独居等の精神障がい者	障がい者の方本人	常時介護する方	週3日以上かつ1年以上継続して障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する

(※)「独居等」とは、独居または障がい者の方のみで構成される世帯のことです。

### 3. 申請期限は？

申請期限	提出先
当該年度の納期限まで (令和8年6月1日まで)	税務課、各地域事務所 (中津事務所は除く)、各総合事務所

**(注) 申請期限を過ぎると当該年度の減免は受けられません。**

### 4. 申請に必要な書類は？

① 減免申請書 (提出先の各窓口にあります)
② 障がい者の方であることを証する書面 (原本) ・身体障がい者の方…身体障害者手帳 ・知的障がい者の方…療育手帳 (有効期限内のもの) ・戦傷病者の方…戦傷病者手帳 ・精神障がい者の方…精神障害者保健福祉手帳 (有効期限内のもの)
③ 運転免許証 (両面の写しでも可)
④ 自動車検査証 (車検証) (写しでも可) (令和6年1月以降に車検証の交付を受けている方は、自動車検査証記録事項も必要)
⑤ 納税義務者の方のマイナンバー (個人番号) が確認できるもの (マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票など)
⑥ 生計同一証明書 (住民票で世帯が別の場合)、常時介護証明書 (運転者が常時介護する方の場合)

### 5. 翌年度以降の手続きは？

年度ごとに申請が必要ですが、既に減免を受けている方には、毎年2月初旬に、翌年度の【軽自動車税減免車両についての現況届 (申請書)】を送付します。必要事項を記入し、申請期限までに郵送またはオンラインで提出してください。

**※申請期限までに提出がない場合、翌年度の減免は受けられません。(自動更新ではありません。)**

(減免にならなかった方は次年度の現況届 (申請書) は送付されませんので、新たに申請が必要です。)

### 6. 新しく申請が必要な場合は？

次の項目に該当する場合は、新たに窓口で申請が必要です。

- 減免を受けている軽自動車を変更する場合
- 手帳の等級が軽くなった場合 (改めて減免の対象範囲に該当するか審査が必要です。)
- 生計を一にする方の所有する車両で減免を受けていた身体障がい者の方が18歳になった場合  
※賦課期日前までに自動車検査証 (車検証) の所有者欄を障がい者の方本人に名義変更してください。

### 7. その他の注意事項

要件に該当しなくなった場合は、速やかに連絡してください。

- 障がい者の方が亡くなったとき
- 障がい者の方が長期間入院または施設入所したとき
- 障がい者の方と運転者が生計同一でなくなったとき
- 障がい者の方のために軽自動車を使用しなくなったとき
- 障がい者の方の障がいの程度が減免要件に該当しなくなったとき
- 障がい者の方が市外に住所変更し、軽自動車の主たる定置場も中津川市でなくなったとき

※減免に該当しなくなった場合、該当しなくなった事由が発生した日の翌年度から課税されます。

後日、要件に該当していないことが判明した場合は、遡って納税していただくことになりますので注意してください。

〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号  
中津川市役所 税務課 税制係  
0573-66-1111 (内線146・147)